



平成29年5月9日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 遠藤 弘之

参事役 鈴木 一弘

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

日本年金機構は、下記職員の制裁を行いましたので公表します。

記

事案	被処分者	制裁 内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	機構本部 人事部付 (40代 男性)	諭旨解雇	(平成29年) 5月9日	本年4月18日(火)、新発田警察署(新潟県)に傷害の容疑で逮捕されたもの
2※	草津年金事務所 一般職(40代 男性)	戒告	(平成29年) 1月23日	法人文書開示請求書の処理を遅延させていたもの

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしていますが、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案2は、平成28年度下半期(平成28年10月～平成29年3月)に行った戒告処分の公表として、今回、事案1と併せて公表するものです。

以 上